

■正誤問題 (要点確認 37 問)

各部計画に関する問題です。○×で回答して下さい。×の場合は、なぜ間違っているのかも考えてみましょう。

1. 入母屋屋根は、上部を切妻とし、下部の屋根を四方に葺きおろした屋根である。
2. 寄棟屋根は、大棟から四方に葺きおろした屋根である。
3. 腰折れ屋根は、勾配が上部と下部とで異なり、上部が急勾配、下部が緩勾配の屋根である。
4. 陸屋根は、勾配が極めて小さく、平坦な屋根である。
5. 切妻屋根は、大棟から両側に葺きおろした屋根である。
6. 廊下において、手摺の直径を 3.5cm とし、床から 80cm の高さに設けた。
7. 階段において、視覚障害者に配慮し、階段の手前 30cm の床の上に点状ブロックを敷設した。
8. 駐車場において、身体障害者に配慮した駐車スペースを、全駐車台数 50 台に対して 2 台分確保した。
9. エレベーターの乗降ロビーにおいて、車いすの回転を考慮し、乗降ロビーの床の広さを 180cm×180cm とした。
10. コミュニティ施設における屋外の傾斜路において、階段が併設されている場合、車いす使用者に配慮し、傾斜路の幅を 80cm とした。
11. 2 階建の立体駐輪場において、階段を利用しながら自転車を手押しで移動するための斜路の勾配を、 $1/5$ とした。
12. 自走式の立体駐車場において、自動車用の斜路の本勾配を、 $1/8$ とした。
13. 自走式の立体駐車場において、車路を含む普通自動車 1 台当たりの所要床面積を、 50m^2 とした。
14. 小型自動二輪車 1 台当たりの駐車スペースを、 $55\text{cm}\times 190\text{cm}$ とした。
15. 普通自動車が前進で 45 度駐車するための一方通行の車路幅を、 470cm とした。
16. 洗面化粧台の高さを、 75cm とした。
17. ストール型小便器の心々間隔を、 80cm とした。

18. 自転車 1 台当たりの駐輪スペース(幅×奥行)を、60cm×190cm とした。
19. 歩行者用のスロープの勾配を、1/12 とした。
20. 車いす使用者が利用する小型自動車 1 台当たりの駐車スペース(幅×奥行)を、300cm×600cm とした。
21. 金属板瓦棒葺の屋根の勾配を、3/10 とした。
22. アスファルトシングル葺の屋根の勾配を、3.5/10 とした。
23. 日本瓦引掛け棧瓦葺の屋根の勾配を、2/10 とした。
24. 病院の患者用便所のブースの扉は、外開きとする。
25. 多人数を収容する室の扉は、外開きとする。
26. 車いす使用者用の屋外傾斜路の勾配を、1/20 とした。
27. 屋内駐車場の自動車用車路の勾配を、1/5 とした。
28. エスカレーターの勾配を、30 度とした。
29. 階段に代わる歩行用傾斜路の勾配を、1/12 とした。
30. 高齢者が使用する住宅の階段の勾配を、7/11 とした。
31. 車いす使用者の利用する出入口の戸を、引き戸とした。
32. ブラインドを設置する窓を、はめ殺しとした。
33. 外部に面する開き窓を、雨仕舞を考慮して、内開きとした。
34. 多人数の集中する出入口の扉を、両開きとした。
35. 公衆便所のブースの扉を、内開きとした。
36. 中廊下に面する事務室の扉は、一般に、内開きとする。
37. 車いす使用者の利用する扉は、回転ドアとする。

■正誤問題 解答編

1. 入母屋屋根は、上部を切妻とし、下部の屋根を四方に葺きおろした屋根である。

1. ○

2. 寄棟屋根は、大棟から四方に葺きおろした屋根である。

2. ○

3. 腰折れ屋根は、勾配が上部と下部とで異なり、上部が急勾配、下部が緩勾配の屋根である。

3. × **腰折れ屋根は、上部が緩勾配で、下部が急勾配の屋根です。マンサード屋根とも言います。**

4. 陸屋根は、勾配が極めて小さく、平坦な屋根である。

4. ○

5. 切妻屋根は、大棟から両側に葺きおろした屋根である。

5. ○

6. 廊下において、手摺の直径を 3.5cm とし、床から 80cm の高さに設けた。

6. ○

7. 階段において、視覚障害者に配慮し、階段の手前 30cm の床上に点状ブロックを敷設した。

7. ○

8. 駐車場において、身体障害者に配慮した駐車スペースを、全駐車台数 50 台に対して 2 台分確保した。

8. ○

9. エレベーターの乗降ロビーにおいて、車いすの回転を考慮し、乗降ロビーの床の広さを 180cm×180cm とした。

9. ○

10. コミュニティ施設における屋外の傾斜路において、階段が併設されている場合、車いす使用者に配慮し、傾斜路の幅を 80cm とした。

10. × **120cm 以上とします。**

11. 2 階建の立体駐輪場において、階段を利用しながら自転車を手押しで移動するための斜路の勾配を、1/5 とした。

11. ○

12. 自走式の立体駐車場において、自動車用の斜路の本勾配を、1/8 とした。

12. ○ **自動車用の斜路の勾配は 17%を超えない事。**

13. 自走式の立体駐車場において、車路を含む普通自動車 1 台当たりの所要床面積を、50m² とした。

13. ○

14. 小型自動二輪車 1 台当たりの駐車スペースを、55cm×190cm とした。

14. × **バイクの場合は、幅が少し狭いです。1 台当たり 90cm×190cm 程度必要。**

15. 普通自動車が前進で 45 度駐車するための一方通行の車路幅を、470cm とした。

15. ○

16. 洗面化粧台の高さを、75cm とした。

16. ○

17. ストール型小便器の心々間隔を、80cm とした。

17. ○

18. 自転車 1 台当たりの駐輪スペース(幅×奥行)を、60cm×190cm とした。

18. ○

19. 歩行者用のスロープの勾配を、1/12 とした。

19. ○

20. 車いす使用者が利用する小型自動車 1 台当たりの駐車スペース(幅×奥行)を、300cm×600cm とした。

20. × **350cm×600cm とします。300 mmでは幅が少し狭いですね。**

21. 金属板瓦棒葺の屋根の勾配を、3/10 とした。

21. ○

22. アスファルトシングル葺の屋根の勾配を、3.5/10 とした。

22. ○

23. 日本瓦引掛け棧瓦葺の屋根の勾配を、2/10 とした。

23. × **4/10~5/10。**

24. 病院の患者用便所のブースの扉は、外開きとする。

24. ○

25. 多人数を収容する室の扉は、外開きとする。

25. ○

26. 車いす使用者用の屋外傾斜路の勾配を、1/20 とした。

26. ○ 1/15 を超えないこと。1/20 は望ましい

27. 屋内駐車場の自動車用車路の勾配を、1/5 とした。

27. × 自動車の車路の勾配は、17%を超えないこととされています。

28. エスカレーターの勾配を、30度とした。

28. ○ 建築基準法施行令。

29. 階段に代わる歩行用傾斜路の勾配を、1/12 とした。

29. ○ 建築基準法施行令では 1/8 以下。なお、車いすの場合は、1/12 以下。

30. 高齢者が使用する住宅の階段の勾配を、7/11 とした。

30. ○

31. 車いす使用者の利用する出入口の戸を、引き戸とした。

31. ○

32. ブラインドを設置する窓を、はめ殺しとした。

32. ○

33. 外部に面する開き窓を、雨仕舞を考慮して、内開きとした。

33. × 雨仕舞を考慮する場合は、外開きです。

34. 多人数の集中する出入口の扉を、両開きとした。

34. ○

35. 公衆便所のブースの扉を、内開きとした。

35. ○ 公衆便所のブースの扉は、使用していないときは常時開放しておくようにします。

36. 中廊下に面する事務室の扉は、一般に、内開きとする。

36. ○

37. 車いす使用者の利用する扉は、回転ドアとする。

37. × 回転ドアは、車いすの出入りには困難が伴います。